

(別紙) 現場技術業務の実施要領等について (平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

u003c/div>

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
現場技術業務実施要領	現場技術業務実施要領
1. ~9. [略]	1. ~9. [略]
別添-1 [略]	別添-1 [略]
別添-2	別添-2
現場技術業務契約書例	現場技術業務契約書例
1. 業務名	1. 業務名
2. 業務の場所	2. 業務の場所
3. 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで	3. 履行期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
4. 請負代金額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額) 上記の業務について、発注者と受注者とは各々の対等な立場における合 意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。	4. 請負代金額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額) 上記の業務について、発注者と受注者とは各々の対等な立場における合 意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
年 月 日	平成 年 月 日
発注者 住所 氏名 印	発注者 住所 氏名 印
受注者 住所 氏名 印	受注者 住所 氏名 印
(総 則)	(総 則)
第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務(以下「業務」という。)の請負契約に関し、この契約書に定めるもの のほか、別冊の共通仕様書及び特別仕様書(以下「仕様書」という。)、現場説明書及び現場説明に対する 質問回答書(以下「業務内容説明書」という。)に従いこれを履行しなければならない。	第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務(以下「業務」という。)の請負契約に関し、この契約書に定めるもの のほか、別冊の共通仕様書及び特別仕様書(以下「仕様書」という。)、現場説明書及び現場説明に対する 質問回答書(以下「業務内容説明書」という。)に従いこれを履行しなければならない。
2. 前項の仕様書及び業務内容説明書に明記されていない仕様がある場合には発注者と受注者とが協議して定 めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者が第6条の規定に基づき通知する監督職員の指示 に従うものとする。	2. 前項の仕様書及び業務内容説明書に明記されていない仕様がある場合には発注者と受注者とが協議して定 めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者が第6条の規定に基づき通知する監督職員の指示 に従うものとする。

3. この契約に基づき、又はこの契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第6条に規定する監督職員の承諾を得るものとする。

4. 前項の書類は、監督職員に提出された日をもって、発注者に提出されたものとみなす。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3. 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2. 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしななければならない。

3. 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持等)

第5条 受注者は、業務上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2. 受注者が、業務処理の結果（業務の遂行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(監督職員)

第6条 発注者は、受注者の業務の履行について監督を行う監督職員の官職及び氏名を、受注者に通知しなければならない。なお、監督職員を変更したときも同様とする。

2. 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は第7条に基づいて定められる管理技術者に対する指示、承諾又は協議
- 二 受注者の業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受注者が作成したこれらの図書に対する承諾
- 三 仕様書等に基づく業務の履行状況の確認

(管理技術者等)

第7条 受注者は、業務の管理を行う管理技術者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者を変更したときも同様とする。

2. 管理技術者は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、次条第1項、第2項、第3項及び第4項に係る権限並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3. 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

4. 発注者は、受注者に対して、受注者が業務処理するために使用している者（管理技術者を除く。以下「現場技術員」という。）につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。

(措置請求)

第8条 発注者は、管理技術者等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、

3. この契約に基づき、又はこの契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第6条に規定する監督職員の承諾を得るものとする。

4. 前項の書類は、監督職員に提出された日をもって、発注者に提出されたものとみなす。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3. 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

[新設]

[新設]

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持等)

第5条 受注者は、業務上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2. 受注者が、業務処理の結果（業務の遂行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(監督職員)

第6条 発注者は、受注者の業務の履行について監督を行う監督職員の官職及び氏名を、受注者に通知しなければならない。なお、監督職員を変更したときも同様とする。

2. 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は第7条に基づいて定められる管理技術者に対する指示、承諾又は協議
- 二 受注者の業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受注者が作成したこれらの図書に対する承諾
- 三 仕様書等に基づく業務の履行状況の確認

(管理技術者等)

第7条 受注者は、業務の管理を行う管理技術者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者を変更したときも同様とする。

2. 管理技術者は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、次条第1項、第2項、第3項及び第4項に係る権限並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3. 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

4. 発注者は、受注者に対して、受注者が業務処理するために使用している者（管理技術者を除く。以下「現場技術員」という。）につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。

(措置請求)

第8条 発注者は、管理技術者等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、

その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

3. 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4. 発注者は、前項規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定しその結果を請求を受理した日から10日以内に、受注者に通知しなければならない。

(貸与品及び庁舎等の使用)

第9条 受注者が発注者の物品及び庁舎等を使用する場合は、別途使用貸借申請書により発注者へ申請するものとする。

2. 前項に規定する貸与品及び庁舎等の使用については、この契約の目的以外には使用することができないものとする。

(貸与資料等)

第10条 発注者から受注者へ貸与する、受注者が業務を履行するために必要な図面、その他の書類及び物品(以下「貸与資料等」という。)の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2. 受注者は、貸与資料等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者又は発注者の指定する職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3. 受注者は、貸与資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4. 受注者は、仕様書の定めるところにより、業務の完了、業務内容の変更又は第12条、第18条、第19条、第21条若しくは第22条の規定により契約が解除された場合には、前項の貸与資料等を遅滞なく、発注者に返還しなければならない。

5. 受注者は、自己の故意又は過失により貸与資料等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に覆し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務履行状況の報告)

第11条 受注者は、別に定めるところにより、発注者に対して業務の履行状況について報告しなければならない。

2. 発注者又は監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2. 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 受注者は、業務の履行に当たり受注者の責により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担するものとする。

2. 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決にあたるものとする。

(検査)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

2. 発注者は、受注者から前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員により、受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(請負代金の支払)

第15条 受注者は、前条の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2. 前項の請求額は請負代金から受注者がその時点までに受理した部分払金の額を差引いた額とする。

その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

3. 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4. 発注者は、前項規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定しその結果を請求を受理した日から10日以内に、受注者に通知しなければならない。

(貸与品及び庁舎等の使用)

第9条 受注者が発注者の物品及び庁舎等を使用する場合は、別途使用貸借申請書により発注者へ申請するものとする。

2. 前項に規定する貸与品及び庁舎等の使用については、この契約の目的以外には使用することができないものとする。

(貸与資料等)

第10条 発注者から受注者へ貸与する、受注者が業務を履行するために必要な図面、その他の書類及び物品(以下「貸与資料等」という。)の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2. 受注者は、貸与資料等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者又は発注者の指定する職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3. 受注者は、貸与資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4. 受注者は、仕様書の定めるところにより、業務の完了、業務内容の変更又は第12条、第17条、第18条若しくは第19条の規定により契約が解除された場合には、前項の貸与資料等を遅滞なく、発注者に返還しなければならない。

5. 受注者は、自己の故意又は過失により貸与資料等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に覆し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務履行状況の報告)

第11条 受注者は、別に定めるところにより、発注者に対して業務の履行状況について報告しなければならない。

2. 発注者又は監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2. 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 受注者は、業務の履行に当たり受注者の責により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担するものとする。

2. 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決にあたるものとする。

(検査)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

2. 発注者は、受注者から前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員により、受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(請負代金の支払)

第15条 受注者は、前条の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2. 前項の請求額は請負代金から受注者がその時点までに受理した部分払金の額を差引いた額とする。

3. 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。
(部分払)

第 16 条 受注者は、業務の完了前に、業務の既済部分に相応する請負代金の額の 9/10 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 回を超えることができない。

2. 受注者は、前項の請求をしようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3. 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合、発注者は当該請求があった日から起算して 15 日以内に部分払金を支払わなければならない。

4. 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払を請求する場合においては、第 1 項中「請負代金の額」とあるのは「請負代金の額から既に部分払の対象となった請負代金の額を控除した額」とするものとする。

(発注者の任意解除権)

第 17 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 19 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2. 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第 3 条第 3 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められる場合。

三 受注者が正当な事由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しない場合。

[削る。]

四 管理技術者を配置しなかった場合。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合。

[削る。]

[削る。]

3. 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。
(部分払)

第 16 条 受注者は、業務の完了前に、業務の既済部分に相応する請負代金の額の 9/10 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 回を超えることができない。

2. 受注者は、前項の請求をしようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3. 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合、発注者は当該請求があった日から起算して 15 日以内に部分払金を支払わなければならない。

4. 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払を請求する場合においては、第 1 項中「請負代金の額」とあるのは「請負代金の額から既に部分払の対象となった請負代金の額を控除した額」とするものとする。

[新設]

(発注者の解除権)

第 17 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。なお、第 7 号及び第 8 号に該当するときは、何らの催告を要しないものとする。

[新設]

一 受注者の責に帰すべき事由により、履行期限までに業務を完了する見込みがないと明らかに認められる場合。

二 受注者が正当な事由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しない場合。

三 受注者が第 3 条の規定に違反した場合。

四 管理技術者を配置しなかった場合。

五 前 4 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合。

六 第 19 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

七 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 十一 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

八 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- ホ その他前各号に準ずる行為

2. 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分に相応する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。

3. 第1項の規定により契約を解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4. 発注者は、第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受注者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

[新設]

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- ホ その他イからニまでのいずれかに準ずる行為

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 20 条 第 18 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。
[削る。]

(受注者の催告による解除権)

第 21 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 22 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一 発注者が第 12 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため、請負代金の額が、3 分の 2 以上減少した場合。
二 第 12 条第 1 項の規定による業務の中止期間が、履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるときは、6 ヶ月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

[削る。]

[削る。]

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 23 条 第 21 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 24 条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。
この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額 (以下「既履行部分請負代金額」という。) を受注者に支払わなければならない。
2. 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
二 第 18 条又は第 19 条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
三 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうち又は債務の履行が不能であるとき。
2. 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一 第 18 条又は第 19 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって

[新設]

(必要による発注者の解除)

第 18 条 発注者は業務が完了しない間は、前条第 1 項の規定による場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
2. 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
3. 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第 19 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は契約を解除することができる。
一 発注者が第 12 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため、請負代金の額が、3 分の 2 以上減少した場合。
二 第 12 条第 1 項の規定による業務の中止期間が、履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるときは、6 ヶ月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
三 正当な事由がなく、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となった場合。
2. 前項第三号の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

[新設]

[新設]

[新設]

受注者の債務について履行不能となったとき。

3. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4. 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5. 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第26条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2. 第15条第3項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

[新設]

（賠償金等の徴収）

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払われない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の支払いの日まで、年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2. 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第29条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第21条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払われない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の支払いの日まで、年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2. 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の遅延金を徴収する。

[新設]

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(現場技術業務契約書例第9条「貸与品及び庁舎等の使用」様式例)

年 月 日

総括監督員

殿

受注者
管理技術者

印

使用貸借申請書

業務名

上記業務について、下記の物品等の借用を申請します。

記

- 借用期間：(自) 年 月 日
(至) 年 月 日
- 引渡場所：
- 借用物品名

品名	数量	備考

4. 発注者と受注者との確認事項

(現場技術業務契約書例第9条「貸与品及び庁舎等の使用」様式例)

平成 年 月 日

総括監督員

殿

受注者
管理技術者

印

使用貸借申請書

業務名

上記業務について、下記の物品等の借用を申請します。

記

- 借用期間：(自) 平成 年 月 日
(至) 平成 年 月 日
- 引渡場所：
- 借用物品名

品名	数量	備考

4. 発注者と受注者との確認事項

現場技術業務共通仕様書例

第1章 総 則

第1条 適用範囲 ～第8条 守秘義務 [略]

第9条 業務実績データの作成及び登録

1. 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。
なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。
2. 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
 - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。
 - (3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第10条 個人情報の取扱い ～第26条 [略]

現場技術業務共通仕様書例

第1章 総 則

第1条 適用範囲 ～第8条 守秘義務 [略]

第9条 業務実績データの作成及び登録

1. 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時及び業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を監督職員に提出しなければならない。
なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。
2. 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。
 - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出する。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出する。
 - (3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第10条 個人情報の取扱い ～第26条 [略]

(現場技術業務共通仕様書例第13条「業務実施報告書」様式例であり、受注者で定めたものを使用する。)

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場技術業務月報

業務名					管理技術者	現場技術員
期間		年月日 ~ 年月日			業務内容	
日	曜日	勤務時間	時間外超勤	時間外深夜		
1		~				
2		~				
3		~				
4		~				
5		~				
6		~				
7		~				
8		~				
9		~				
10		~				
11		~				
12		~				
13		~				
14		~				
15		~				
16		~				
17		~				
18		~				
19		~				
20		~				
21		~				
22		~				
23		~				
24		~				
25		~				
26		~				
27		~				
28		~				
29		~				
30		~				
31		~				
合計						
備考					勤務日数	日
					休日	日
					休日出勤	日
					その他	日
					合計	日
					参考	

(現場技術業務共通仕様書例第13条「業務実施報告書」様式例であり、受注者で定めたものを使用する。)

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場技術業務月報

業務名					管理技術者	現場技術員
期間		平成 年月日 ~ 平成 年月日			業務内容	
日	曜日	勤務時間	時間外超勤	時間外深夜		
1		~				
2		~				
3		~				
4		~				
5		~				
6		~				
7		~				
8		~				
9		~				
10		~				
11		~				
12		~				
13		~				
14		~				
15		~				
16		~				
17		~				
18		~				
19		~				
20		~				
21		~				
22		~				
23		~				
24		~				
25		~				
26		~				
27		~				
28		~				
29		~				
30		~				
31		~				
合計						
備考					勤務日数	日
					休日	日
					休日出勤	日
					その他	日
					合計	日
					参考	

(現場技術業務共通仕様書例第 13 条「業務実施報告書」様式例)

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場技術業務実施報告書

業務名		管理 技術者	現場 技術員
期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
業務内容			
※ 作成した資料等を添付する。 若しくは、成果物等を具体的に箇条書きしても良い。			
例：〇〇工事図面A 1〇〇枚 〇〇工事積算資料A 4ファイル1式			

(現場技術業務共通仕様書例第 13 条「業務実施報告書」様式例)

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場技術業務実施報告書

業務名		管理 技術者	現場 技術員
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
業務内容			
※ 作成した資料等を添付する。 若しくは、成果物等を具体的に箇条書きしても良い。			
例：〇〇工事図面A 1〇〇枚 〇〇工事積算資料A 4ファイル1式			

(現場技術業務共通仕様書例第3条2. 打合せ記録簿例)

業務打合せ記録簿

第 回	前回	年 月 日			追 番		頁
発注者 側担当 承諾印	総括監督員	主任監督員	監督員	受注者 側担当 検 印	管理技術者	現場技術員	
発注者				受注者			
件 名					整理番号		
出 席 者 名	発注者 側担当				日 時		
	受注者 側担当				場 所		
打 合 せ 資 料							
打 合 せ 要 旨							
確 認 事 項							
議 事 内 容							

(現場技術業務共通仕様書例第3条2. 打合せ記録簿例)

業務打合せ記録簿

第 回	前回	平成	年 月 日		追 番		頁
発注者 側担当 承諾印	総括監督員	主任監督員	監督員	受注者 側担当 検 印	管理技術者	現場技術員	
発注者				受注者			
件 名					整理番号		
出 席 者 名	発注者 側担当				日 時		
	受注者 側担当				場 所		
打 合 せ 資 料							
打 合 せ 要 旨							
確 認 事 項							
議 事 内 容							